

4 介護職員処遇改善等の取組の継続・改善について

少子高齢化、人口減少が進行する中であって、介護サービスの充実や社会全体で子育てを支援することが喫緊の課題である。

このため、介護職員処遇改善等臨時特例交付金事業、障害者自立支援対策臨時特例交付金事業及び妊婦健康診査臨時特例交付金事業が実施されているが、これらの取組については、事業終了後も継続する必要がある。

以上のことから、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 不足する福祉・介護人材の確保と定着促進に向けて、国の介護職員処遇改善等臨時特例交付金事業及び障害者自立支援対策臨時特例交付金事業に基づき、介護サービス事業者等に交付している福祉・介護職員の処遇改善交付金は、実施期間が平成23年度までとされているが、平成24年度以降も確実に福祉・介護職員等の賃金の改善に繋がる措置を講じること。

また、現在の介護職員処遇改善交付金等の申請事務が煩雑であり事業者の負担となっていること、福祉・介護職員のみを対象としていることから、報酬改定の検討も含め、その手法を見直すこと。

- 2 市町村が実施する妊婦健康診査の公費負担については、国の地方財政措置及び平成23年度末までを実施期間とした妊婦健康診査臨時特例交付金（妊婦健康診査支援基金）事業等により、14回分の財源措置が講じられているが、母体や胎児の適切な健康管理を図る上で妊婦健康診査が果たす役割の重要性や必要性等を考慮し、国が責任をもって平成24年度以降も市町村が14回の公費負担を安定して実施するために必要な財源措置を講じ、安心して妊娠・出産できる体制を確保すること。